第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成 12 年に創設されて以降、20 年以上が経過し、この間、高齢者の増加に対応するために制度の拡充や地域包括ケアシステムの整備など、人口構造や社会環境の変化に対応してきました。現在では、高齢者の介護に課題を抱える家庭にとって無くてはならない制度として定着し、非常に重要な役割を果たしていることから、今後も年々増加が見込まれる利用者に向けて、持続可能な介護サービスを提供していく必要があります。

本計画期間中には、いわゆる団塊の世代が全員 75 歳以上になる令和 7 (2025) 年を迎えることとなります。さらに、令和 22 (2040) 年には高齢者人口がピークを迎え、85 歳以上の人口が急増することにより、介護認定率や介護給付費が増加する一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

これにより、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護 高齢者が増加することを踏まえ、それぞれのサービスを効率的かつ効果的に提供する体 制の確保や医療・介護の連携強化のほか、地域住民や多様な主体による介護予防や日常 生活支援の取り組みを促進するため、より一層の地域包括ケアシステムの深化・推進を 図るとともに、それを支える介護人材の確保などが求められます。

『第9期大泉町高齢者保健福祉計画』(以下、「本計画」という。)では、令和6年度からの3年間を計画期間とし、「第8期大泉町高齢者保健福祉計画」に基づくこれまでの取り組み内容や進捗状況、介護保険サービスの利用実績に加えて、各種アンケート調査結果からみた課題や生活実態等の現状を踏まえ、本町の地域特性を活かした高齢者保健福祉施策を計画的に進めることを目的に策定するものです。

2 計画の根拠法令

本町の高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、老 人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者福祉施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が定められています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく計画であり、介護サービス 量の見込みや地域支援事業の量の見込み等について明らかにするものです。

●老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8に規定される計画で、主に要援護高齢者等の自立した生活を支援する事業等を定めるものですが、本町においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

●介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に即して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3年ごとに策定され、今回は第9期となります。

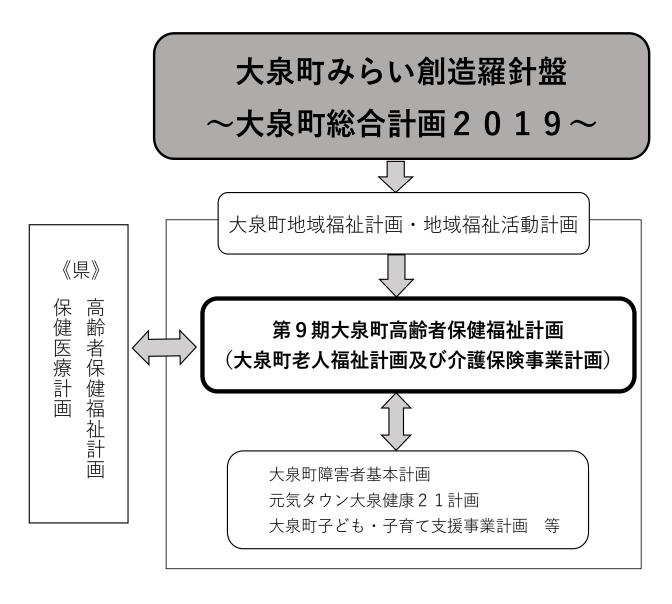
【介護保険法】

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係 る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定 めるものとする。

3 計画の位置づけ

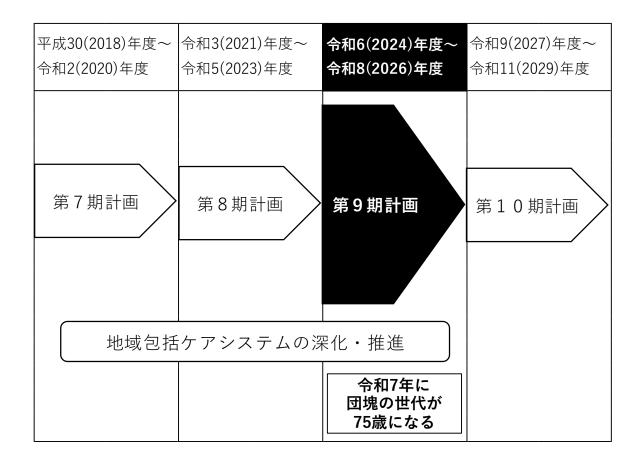
本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤〜大泉町総合計画 2019〜」の高齢者保健福祉に関する個別計画として位置づけ、本町のその他の関連計画との整合性及び国・県の関連計画等との調和を図っています。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画となっています。

介護保険法第 117 条第 1 項により 3 年を 1 期として定められている介護保険事業計画にあわせて 3 年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定します。



5 日常生活圏域の設定

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域のさまざまな主体が連携し、支えていくことが必要です。

このため、地域包括支援センターを中心として、医療・保健・福祉関係者をはじめ、地域の連携により、包括的・継続的なケアマネジメント体制の強化を図ります。

本町の日常生活圏域については、保健福祉や医療関連の施設に加え、公共施設や交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的なネットワークの存在も重要な要素として考慮する中で、町域全体を1つの圏域として設定し、地域に密着したサービス提供の充実を目指します。

6 制度改正の概要

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス 種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく。

医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療介護を効率的かつ効果 的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化を図る。

(2)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進する。

地域包括支援センターについて、体制や環境整備を図ると共に、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担い、他分野との連携を促進していく。

認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深める。

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

都道府県と連携しながら、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施する。